



消防団の組織概要

令和2年4月1日現在

都道府県名	新潟県	所在地	〒943-8601		
市町村名	上越市		新潟県上越市木田1丁目1番3号		
消防団事務所管	上越市危機管理課	電話番号(直通)	025-526-5111	FAX	025-526-5061
消防団名	上越市消防団	メールアドレス	bousai@city.ioetsu.lg.jp		

組織	分団数	52	分団	ホームページURL	https://www.city.ioetsu.niigata.jp/life/1/7/55/																																										
	うち機能別分団数	0	分団	SNSアカウント	なし																																										
	方面隊数	14	隊	【組織概要図】	<p>= 上越市消防団組織の概要 =</p> <p>団長 1名 副団長 3名 方面隊長 13名 副方面隊長 13名 本部分団長 9名 ほか団員 3,779名 (団員定数 4,320名)</p> <p>方面隊</p> <table border="0"> <tr><td>上越方面隊</td><td>18分団</td><td>85消防部</td></tr> <tr><td>安塚方面隊</td><td>3分団</td><td>9消防部</td></tr> <tr><td>浦川原方面隊</td><td>2分団</td><td>11消防部</td></tr> <tr><td>大島方面隊</td><td>2分団</td><td>8消防部</td></tr> <tr><td>牧方面隊</td><td>2分団</td><td>10消防部</td></tr> <tr><td>柿崎方面隊</td><td>4分団</td><td>14消防部</td></tr> <tr><td>大潟方面隊</td><td>3分団</td><td>8消防部</td></tr> <tr><td>頸城方面隊</td><td>3分団</td><td>8消防部</td></tr> <tr><td>吉川方面隊</td><td>4分団</td><td>8消防部</td></tr> <tr><td>中郷方面隊</td><td>2分団</td><td>11消防部</td></tr> <tr><td>板倉方面隊</td><td>2分団</td><td>10消防部</td></tr> <tr><td>清里方面隊</td><td>2分団</td><td>15消防部</td></tr> <tr><td>三和方面隊</td><td>3分団</td><td>12消防部</td></tr> <tr><td>名立方面隊</td><td>2分団</td><td>10消防部</td></tr> </table> <p>14方面隊 52分団 219消防部</p>	上越方面隊	18分団	85消防部	安塚方面隊	3分団	9消防部	浦川原方面隊	2分団	11消防部	大島方面隊	2分団	8消防部	牧方面隊	2分団	10消防部	柿崎方面隊	4分団	14消防部	大潟方面隊	3分団	8消防部	頸城方面隊	3分団	8消防部	吉川方面隊	4分団	8消防部	中郷方面隊	2分団	11消防部	板倉方面隊	2分団	10消防部	清里方面隊	2分団	15消防部	三和方面隊	3分団	12消防部	名立方面隊	2分団	10消防部
	上越方面隊	18分団	85消防部																																												
安塚方面隊	3分団	9消防部																																													
浦川原方面隊	2分団	11消防部																																													
大島方面隊	2分団	8消防部																																													
牧方面隊	2分団	10消防部																																													
柿崎方面隊	4分団	14消防部																																													
大潟方面隊	3分団	8消防部																																													
頸城方面隊	3分団	8消防部																																													
吉川方面隊	4分団	8消防部																																													
中郷方面隊	2分団	11消防部																																													
板倉方面隊	2分団	10消防部																																													
清里方面隊	2分団	15消防部																																													
三和方面隊	3分団	12消防部																																													
名立方面隊	2分団	10消防部																																													
部数	219	部																																													
班数	764	班																																													
団員数	条例定数	4,040	人																																												
	実員数	3,818	人																																												
	男性団員数	3,806	人																																												
	女性団員数	12	人																																												
	基本団員数	3,818	人																																												
	大規模災害団員数	0	人																																												
	その他の機能別団員数	0	人																																												
職業構成別団員数	国家公務員	16	人																																												
	地方公務員	243	人																																												
	都道府県職員	31	人																																												
	市区町村等職員	212	人																																												
	特殊法人等公務員に準ずる職員	103	人																																												
	農協職員	83	人																																												
	日本郵政グループ	34	人																																												
その他	3,422	人																																													
消防団活動事例・PR等	<p>【通年の活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月2回の夜警と水利、消防資器材の点検 火災予防運動期間や年末年始期間の夜警 救命講習、応急手当講習 など <p>【行事・訓練】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防出初式、ポンプ操法競技会、水防訓練等 幹部訓練や初任者研修、ポンプ操法訓練 など <p>【災害活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災時の消火活動 水害時の排水活動 捜索活動 など <p>地域消防力を維持するために、現在、組織体制の見直しと消防団員の確保に向けた取組を実施している。</p>																																														
	報酬	報酬額(階級:団員)	年額	21,900	円																																										
		(参考)交付税単価(階級:団員)	年額	36,500	円																																										
	手当	火災出動	☆		円																																										
	(参考)交付税単価	7,000		円/回																																											

※1:「消防団の組織概要等の調査」による

※2: 火災出動に関し、出動1回あたりの手当の額を定めている場合はその額を記載している。

もともと、手当の額は、出動区分(火災、風水害、警戒、訓練等)や支給単位(出動1回あたり、〇時間あたりなど)が市町村等によって異なることから、年額で〇円や一定時間以上で〇円等の定め方をしている場合は「☆」、火災出動に関する手当の額について定めがない場合は「-」と記載。

※3: 詳しくは、各市町村等のホームページ等を参照。